平成２５年度

東京都資金不足比率審査意見書

（ 交 通 局 ）

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、東京都交通事業会計、東京都高速電車事業会計及び東京都電気事業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成２６年９月３日

東京都監査委員　髙　橋　かずみ

同　野　上　純　子

同　友　渕　宗　治

同　筆　谷　　勇

同　金　子　庸　子

第１　審 査 の 概 要

１　審査の対象

（１）東京都交通事業会計

（２）東京都高速電車事業会計

（３）東京都電気事業会計

２　審査の方法

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては

（１）法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか

（２）法令等に基づき適切な算出要素が資金不足比率の計算に用いられているか

（３）資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか

（４）客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

３　審査の期間

平成２６年７月２５日から同年９月３日まで

第２　審 査 の 結 果

審査に付された東京都交通事業会計、東京都高速電車事業会計及び東京都電気事業会計に係る資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、資金不足比率は誤りのないものと認められる。

（資金不足比率の状況）

（単位：％）

会　計	交通事業会計	高速電車事業会計	電気事業会計
資金不足比率（注）	―	―	―
（経営健全化基準）	（２０．０）	（２０．０）	（２０．０）

（注）資金不足が生じていないため、「―」にて記載